

警報発令時等の生徒の登下校について

熊野市立木本中学校

- 一. 熊野市又は紀勢・東紀州 もしくは 三重県南部地方 あるいは
和歌山県新宮・東牟婁地域 または 和歌山県南部地方 のどちらかに

「暴風警報」「暴風雪警報」
「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」
が、発令された場合

1. 登校前に発令されている場合

- ①生徒は自宅で待機してください。
- ②午前11時になっても警報が解除されない場合は、学校を臨時休業にします。
- ③午前11時までに解除された場合は、周辺の状況をよく確認した上で、原則として解除後2時間の余裕をもって授業を行います。
※ 昼食のことも考慮し、授業開始時間等については、学校から連絡します。
(給食は、警報が8時30分までに解除されなければ中止になります)
- ※ 警報が解除されても、河川の氾濫や通学路が危険な状況であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は、学校に連絡してください。

2. 始業後に発令された場合

- ①原則として、直ちに授業を中止し、周囲の状況を見極めたうえで下校させます。
- ②通学路の状況など安全に帰宅することが危ぶまれる生徒については、家庭と連絡を取りながら、学校で待機するなどの対応をとります。

3. その他の警報・注意報が発令された場合

- ①原則として授業を実施します。
- ②河川の氾濫や通学路の冠水等、生徒の登校に危険があると判断した場合は、学校長の判断で臨時休業や自宅待機などの措置をとる場合があります。その場合は、学校から連絡します。
- ③学校から臨時休業や自宅待機などの連絡がなくても、河川の氾濫や通学路が危険な状態であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は、学校に連絡してください。

二. 熊野市「市内該当地域（木本中学校区内）」に

「避難勧告」「避難指示」が、発令された場合

1. 登校前に発令されている場合

上記一. の1. 登校前に発令されている場合の①②③と同じ措置とします。

2. 始業後に発令された場合

- ①終業時刻（授業終了時刻）までは学校に留まらせます。
- ②終業時刻に継続して発令されている場合は、生徒の安全を最優先に考えた上で、下校させます。
- ③ただし、通学路の状況など安全に帰宅することが危ぶまれる生徒については、家庭と連絡を取りながら、保護者に直接引き渡すなどの措置をとります。

- ◎ 木本中学校メール配信システム「まちcomiメール」を利用し、警報発令時の対応、中体連大会開催可否などの情報を伝えていきます。